

平成26年度 第4回児童福祉専門分科会 議事要旨

- 1 日 時 平成26年10月6日（月）18：30～21：00
- 2 場 所 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟3階第1・2研修室
- 3 出席者 （委員）津富委員（会長）、浅井委員、岩崎委員、上田委員、馬居委員、太田嶋委員、大橋委員、垣見委員、京井委員、新谷委員、杉山委員、田中委員、月川委員、富樫委員、内藤委員、長谷川委員、宮下委員、宮本委員、山岸委員  
（事務局）池谷子ども未来局長、平松子ども未来部長、高松子ども未来部理事、深澤参与兼子ども未来課長、望月参与兼青少年育成課長、一木参与兼保育課長、伊藤参与兼子ども家庭課長、内山参与兼児童相談所長、田形参与兼障害者福祉課長、牧野健康づくり推進課長、森下参与兼教育総務課長、河本学校教育課長ほか
- 4 傍聴者 11人
- 5 議題等 ・議題
  - (1) 教育・保育に係る量の見込み及び確保方策について
  - (2) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策について
  - (3) 放課後子ども総合プランの取り組みについて
  - (4) 子どもの貧困対策の取り組みについて
  - (5) 子どもプランの総合評価について
  - (6) 市民への周知・広報の取組について

6 会議内容

【議題】

- (1) 教育・保育に係る量の見込み及び確保方策について
- (2) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策について
  - 事務局 資料1-1～2、資料2を用いて説明

○山岸委員【質問】

◇資料1-2利用定員の内訳について、記載の人数は、年度の途中で増加することを見込んでのものなのか、年度を通してのものなのか。

→子ども未来課

新制度では、利用定員を認定区分ごと定め、3号認定については0歳児と1・2歳児を分けて定めることとなっている。原則、記載の定員内での受け入れとなるが、定員の超過は制度上可能。需給計画、人数を定めているが、人員の配置状況、施設の状況を勘案して定員以上の受け入れをすることも可能。

○山岸委員【質問・意見・要望】

◇保護者は、4月に既に定員に達していても例えば5月・6月からから入れると考えても

いいのか。それとも人員配置がない場合は、年度途中からは入れないのか。必ずしも4月入所の人ばかりではないため、4月で定員に達したら入れないというのは困るのではないかと。柔軟な対応をして欲しい。

#### →子ども未来課

利用定員については、年度を通したニーズに対しての必要な供給量を想定している。年度途中、年度ごとのニーズの増減については、ある程度柔軟に対応していくことも必要と考える。

#### ○太田嶋委員【質問・意見】

◇幼稚園の認定こども園化について、新聞等に大規模園な認定こども園では、新制度の公定価格で試算をするとマイナスになるため、認定を返上しようという動きがあるとあった。資料1-1の2. 量の見込みと確保方策によるとH28に10か所H29に5か所の幼稚園が認定こども園に移行する見込みとなっており、それをもとに確保方策も作られていると思うが、そこにブレーキがかかるということはないか。現場の宮下委員にお聞きしたい。また、市には見込みどおりに移行しなかった場合はどうなるのか聞きたい。

#### ○宮下委員【意見】

◇非常に難しい質問。現場の幼稚園では、27年度より11か所の幼稚園が移行するのでその様子を見させてもらいたいと考えている。大規模園では、現行の経常費補助金で運営するほうが楽だということをはっきりしている。公定価格の見直しについての意見もあるが不透明であり、現場としては現行の幼稚園のままいきたいと考えている園が多いと感じる。

#### →子ども未来課

平成28年度以降の移行については、公定価格が示された後に各園に調査を実施し、移行する方向で検討中とした幼稚園の一定割合を見込んで計画に落とし込んでいる。新聞報道、実際に移行する11園の様子を見て変わってくる部分もあると考えている。

確保方策について、市としては認定こども園化による確保策を推進していきたいが、計画どおり進まない部分があれば、計画全体のなかで確保策を再度検討する必要があると考える。

#### ○太田嶋委員【意見・要望】

◇国が考えることなのかもしれないが、もし幼稚園から認定こども園に移行する際に、公定価格に特別な配慮がされる場合、保育所から移行する場合と格差が生じるのではないかと心配している。幼稚園が認定こども園化しないと待機児童の解消には繋がっていかないということなので、移行しても問題ないきちんとした対策が必要だと考えている。

#### ○長谷川委員【質問・意見】

◇資料1-1の3. (2) 需給調整の特例措置について。将来、市に幼稚園型・保育所型の認定こども園の認可権限が下りてきた場合、どのように需給を調整するのか。子ども・子育て会議で調整を行うのか。

資料1-1の2ページ表の下部に、幼稚園利用者について注釈が入ったのは有り難い。

資料2の13. 多様な主体の参入促進事業について、新規参入者とは既存の幼稚園が認定こども園化する場合も含まれるのか。まったく新規に一から始めるところを指すのか。

**→子ども未来課**

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認可については、現在、県の所管である。権限移譲の俎上には上がっており、市としては積極的に権限移譲を受けようという方向で協議を行っているが、いつからということは未定。

資料2の13. の多様な主体とは、まったく新規の参入事業者を想定している。

現在認定こども園化を予定している11園についても、できる限りの相談・支援を行っている。既存の幼稚園から移行する場合にもできる限りの支援を行っていく。

**○宮下委員【質問】**

◇資料2の13. 多様な主体の参入促進事業について、例えば私学でいうと私学審議会というものがあるが、新規参入する場合には、認定こども園の私学審議会のようなものを作る必要があるのではないか。幼稚園も教育・保育を行う施設なので、小学校に学区があるようにあまり近くに建てないというようなことがある。市側ではどのように考えているのか。

**→子ども未来課**

認定こども園の認可・確認についてはさまざまな要件があり、市が認可・確認を行う際には、この子ども・子育て会議で意見を伺って認可・確認をしていくという手続きになる。

**○宮下委員【意見・要望】**

◇新規参入の認可については、この子ども・子育て会議ではなく、認可・確認のための委員会が必要ではないか。幼稚園、認定こども園、保育所から代表者が出て決めていく組織を作る予定はないのか。すごく大事なことだと考える。

**→子ども未来課**

認可に関する意見聴取については、この子ども・子育て会議にその機能がある。その前段階で、各幼稚園・保育園側の意見を伺うのにどのような形がよいかは検討・相談させていただきたい。

**○浅井委員【質問】**

◇新規参入について、資料1-1の2. に認定こども園の新設、小規模保育事業等の新設という項目があるが、これは新規施設をその年度ごと募集し、その新規施設が、資料2の13. 多様な主体の参入促進事業の対象となるという捉え方でよいか。

**→子ども未来課**

そのとおり。既存事業者がもう一園開設する場合も含まれる。

**○浅井委員【質問】**

◇資料1-1 2. (1) 確保方策の概要で、例えば28年度に幼稚園が10か所認定こども園に移行する見込みとあるが、もし8か所しかなかった場合、認定こども園等の新設を2か所

から4か所に増やすということによいのか。

#### →子ども未来課

認定こども園移行に伴いどの程度の供給量が園ごとに提供できるかということも関わってくる。認定こども園に移行する幼稚園が2か所足りないからといって、新設園を余分に2か所募集するというわけではない。

#### ○浅井委員【意見・要望】

◇既存施設の認定こども園への移行や定員増による対応を優先するとのことだったので、新設園は増やさなくていいならその線で頑張りたい。

施設を増やすと保育士の不足が心配される。処遇改善について、しっかりやって欲しい。

### (3) 放課後子ども総合プランの取り組みについて

- 事務局 資料3-1~2を用いて説明

#### ○田中委員【質問・意見・要望】 53:40

◇資料3-1の2.(1)基本的考え方に“「女性の輝く社会」の実現に向け”とあるがこれは国の示した文章なのか。この書き方だと、女性だけが子育てをしているという印象を受ける。「女性の輝く社会」という表現は不要ではないか。

放課後こども教室、放課後児童クラブの管轄が別々なことは大人側にとっては管理上2部門でわかれ、連携が大変ではないのか。スタッフも情報共有、すりあわせる会合をもつ回数がふえはしないか。

以前よんだ新聞で 放課後こども教室のこどもには、おやつはない、児童クラブの子どもにはおやつがでると読んだことがあり、放課後のおやつタイムは食べる人、食べない人ができるのは、仕方がないこととなるのか。

#### →子ども未来課

管轄の違いについて、他の自治体でいうと教育委員会でやっているところ、児童福祉部局でやっているところ、別々の所管がうまく連携しているところ様々な形がある。ご意見は、組織の形を含めて検討課題であると受け止めている。

“「女性の輝く社会」の実現に向け”という表現についても検討させていただく。

#### ○新谷委員【意見・要望】

◇整備の進め方としては、学校の規模によっても異なるので、順次、様子をみながら拡大していくのが良いと思う。対象が6年生までに拡大され、限られたスペースの中に体格の大きく異なる子どもが一緒にいて大丈夫なのか、6年生から入った場合、教員ではないスタッフの指示をきくのか心配である。

また、放課後児童クラブと放課後こども教室の一体化又は連携は可能なのか。先日見学した山間地の小規模校では十分なスタッフがいて活動も充実していたが、千人規模の学校でそれができるのか。児童クラブのスタッフがかり出された場合、管轄が違うなかで安い

お給料でそれを受け入れられるのか。現在でも児童クラブでは、保護者対応・発達障害をもつ児童への対応に苦慮しており学校へ相談にくる人もいる。

#### →子ども未来課

学校現場の理解が一番大事だと考え、校長会・教頭会等様々な場所で意見交換させていただいて順次進めようと考えている。

一体型という形でうまくいくのか、今まで放課後子ども教室をやっていない市街地の学校で実施した場合スタッフがどれだけ要するのか、心配なところはある。他の自治体を研究しているところであり、27年度7校から始め、学校現場の意見を踏まえ、今後研究をしつつしっかりやっていきたい。

#### ○津富会長【質問】

◇27年度児童クラブと子ども教室の一体型を7校で実施するとあるが、これは市街地の学校なのか、中山間地の学校なのか。

#### →子ども未来課

7校は市街地の学校である。現在、放課後児童クラブがあるのは全て市街地の学校であり、そこで放課後子ども教室を一体型で行うことになる。

#### ○岩崎委員【意見・要望】

◇安全面について、静岡市では地域の人たちがボランティアで登下校に付き添ったりしているが、登下校の時間が異なってくるなかで、地域の人たちを含めて安全面の確保を推し進めていって欲しい。小さな子どもが事件に巻き込まれることがないように検討して欲しい。

#### ○京井委員【質問・意見・要望】

◇放課後子ども教室に関して、先週子どもが保護者宛アンケートをもらってきた。学習支援、体験活動、交流活動をするという程度の説明しかないなかで、参加を希望するか、しないか、わからないかという質問、保護者が手伝いをできるかという質問等があった。説明が足りず子ども教室について理解できた保護者は少ないのではないかと。アンケートをとり今後の参考とするならばもっと具体的に説明することが必要ではなかったか。

資料3-1の2.(3)連携の在り方に「すべての児童が同一の活動プログラムに参加」とあるが、ここでの同一とは、一つの学校において同じという意味なのか、どの小学校でも同じという意味なのか教えて欲しい。

#### →子ども未来課

活動プログラムについては、学校ごとに運営者側で決める。市内全域で全て同じ内容ということではない。アンケートについてはご意見として受けたまわる。

#### ○垣見委員【質問・意見】

◇資料3-1の2.の表に、放課後子ども教室は平成31年度までに86校で実施見込となっているが、放課後児童クラブは69校で実施とあり、一体型が69校とある。どういうことか。

放課後子ども教室の実施時間が概ね4時30分までということだが、働いているお母さんはまだ仕事だがどうするのか。ひとり親家庭の学習支援には良いアイデアだと思う。

#### →子ども未来課

資料3-1の2.の表に放課後児童クラブは69校、放課後子ども教室は86校で実施予定となっているが、中山間地にある17校については子ども教室のみ実施という形で考えているため。69校については一体型で実施の見込み。

実施時間について、放課後子ども教室は概ね4時30分までとなっているが、その後の放課後児童クラブについては現状と同様に実施する予定。就労等で保護者が家庭にいない児童については引き続き児童クラブを利用することになる。資料3-2の5ページ上段の一体型のイメージ図をご覧ください。

#### ○垣見委員【質問】

◇子どもは、最初放課後子ども教室にいて、その後放課後児童クラブに移動するのか。  
児童クラブは学校単位であるものなのか。どちらを利用してよいのか。  
子ども教室では、勉強を見てもらえるのか。

#### →子ども未来課

放課後子ども教室にいて、その後放課後児童クラブに移動することになる。

児童クラブは各学校にあるが、保護者が就労等で家庭にいないことが条件となる。子ども教室については就労等の条件がないためのお子さんでも参加できる。

実施内容については、子ども教室の運営側がどのような事業を提供しているかによる。その中に学習支援も含まれる。

#### ○新谷委員【説明】

◇クラスでさようならをした後子どもは下校時刻まで自由に遊ぶことができる。そうではなく、下校時刻まで、読み聞かせ・図工・学習支援等のプログラムをスタッフが提供するものが放課後子ども教室。保護者が家庭にいないため、決められた部屋でおやつを食べたり宿題をやったりして保護者を待つのが児童クラブ。現在は各学校にどちらかしかない。

#### ○田中委員【質問・意見・要望】

◇学校には、放課後子どもプラン推進事業がありコーディネーターがいる、学校応援団推進事業という事業もありコーディネーターがいる、と分かりにくい。整理はできないのか。

#### →教育総務課

学校応援団は、学校から地域の皆さんに要請して、無償のボランティアでやっている。放課後子ども教室は、地域の皆さんが自主的にプログラムを考えて、有償でやっていただいている。有償と無償、学校からの要請と地域の皆さんが自主的にという違いがある。

#### ○新谷委員【意見】

◇学校応援団のコーディネーターは全ての学校にいるわけではなく有償だと思うが、放課

後子ども教室のコーディネーターを兼ねるのか。放課後子ども教室のコーディネーターは、学校応援団のコーディネーターのやり方を踏襲するとよいのでは。

→教育総務課

学校応援団のコーディネーターは、現在13人いて有償でやっただいています。市内小中学校の全ての学校応援団のコーディネーターをしており多忙を極めている。放課後子ども教室のコーディネーターを兼ねるのは非常に難しいのではないかと考える。

○新谷委員【意見・要望】

◇1人のコーディネーターがたくさんの学校を担当しているが、現実的には難しく、自分の学校だけで精一杯。13人のコーディネーターが全ての学校を網羅できているわけではない。コーディネーターがいない学校でも学校応援団推進事業を行っている。学校応援団についても見直しが必要ではないか。

○津富会長【質問】

◇放課後子ども教室のコーディネーターは、一校に一人なのか。

→教育総務課

現在13の放課後子ども教室があるが、一校に一人コーディネーターがいる。今後も同様の体制を想定している。

○津富会長【意見・要望】

◇一体型と一体は違う。2つ運営主体があると、例えば、事故があった時にどうするのか、放課後子ども教室はボランティアが多いのでどのように責任が生じるのか、或いは個人情報などがどのようにやりとりされるのか、両方で働いている方の待遇はどのように揃っていくのか、研修がどのように一緒に行われるのか。モデル事業の中で整理されるのかもしれないが、いろいろなことが気になる。

放課後子ども教室は、全ての子どもが参加でき、それでいて全ての児童が同一の活動プログラムに参加できる。全員が希望すれば膨大な人数になるが可能なのか。具体的に、現実的にどうなるのか。

好きに遊ぶということはとても大事。子どもは自由な時間を通じて育つ部分があると思う。プログラムといわれるものがどのくらい子どもを自由にしてあげられるかが重要。

(4) 子どもの貧困対策の取り組みについて

●事務局 資料4-1~3、資料Aを用いて説明

○宮本委員【意見・要望】

◇社会的養護の視点から資料4-1の2)生活の支援について。静岡市の里親委託率全国2位。静岡市の児童相談所は県内でも処遇困難ケースが多いなか、里親会、児童相談所等の連携の結果。また、保育園・学校の給食で命をつないでいる子どもがいる。

分野・領域が違っても同じ子どものことでも知らないことがある。児童相談所・各区の保

育児童課を充実して欲しい。

#### ○長谷川委員【意見・要望】

◇幼稚園でもひとり親家庭が増えている。また保育料を納められない保護者も増えた。資料4-1の3) (1) 低所得世帯、ひとり親家庭への子育て支援に係る負担の軽減の対象に幼稚園についても加えて欲しい。

#### ○垣見委員【意見・要望】

◇資料4-1について、ひとり親家庭の要望が全て含まれている。ぜひ実現して欲しい。静岡市母子寡婦福祉会に加入しているのは、母子世帯のうち1割程度。ひとり親家庭は、問題を抱えている場合も多く行政の援助が重要である。学習支援についても、中学生からではなく小学生からの支援が必要。

#### ○月川委員【意見・要望】

◇資料4-1 3) 保護者への就労支援について。自分が勤務している県のしずおかジョブステーション内に母子家庭等就業・自立支援センターがあり求人の紹介・就業支援をしているが、正規雇用へのハードルが高い。ひとり親家庭の母親は働き続けていかななくてはならない。一生使い続けていける資格の取得が大切。「(2)ひとり親の資格取得の支援」では、どのような資格が有用なのか、ニーズ調査をした上で有用な資格取得の支援を行って欲しい。また「(1)ひとり親の安定した正規雇用への転職支援」では、求職者・企業ともに不安がある場合、インターンシップからの正規雇用等いろいろな方法を設けてはどうか。離婚前からの支援、未婚の母親へ支援について各所が連携して、働くことに関する周辺の環境を整備することが重要だと感じる。

#### ○富樫委員【意見・要望】

◇資料4-2の国の重点施策に教育費負担の軽減があるが、教育費は困窮していると後回しになってしまう部分。資料2の12. 実費徴収に伴う補足給付事業があり、今後の国の検討状況を踏まえ、市での実施を検討とあるが、市独自に実施してはどうか。市が実費を助成することにより、親の意欲や能力が低い家庭の子どもを個別に救済することに繋がると考える。

父子家庭について、経済的には母子家庭より恵まれていても、年長の子どもが家事を負担し学習に支障がでたり、栄養状況が悪かったりする。生活の実態を調査して、どのような支援が必要なのか対策を立てて欲しい。

中学校からの学習支援だけでなく、内容が難しくなる小学校高学年からの支援が必要。

#### ○田中委員【質問・意見・要望】

◇資料4-1について。スクールソーシャルワーカーを増員する予定はあるか。

妊娠期からの支援が重要だと考えているが、困難を抱えた人になかなか支援の手が届かないように感じる。行政が、子育て支援の団体等を活用し、連携して支援することが必要ではないか。

#### →学校教育課

スクールソーシャルワーカーについて。貧困対策のひとつの手立てとして、来年度に



向け拡大の方向で準備をしている。

**○垣見委員【意見・要望】**

◇資料4-3教育の支援について。「ひとり親家庭の子供の学習支援」に平成27年度概算要求で予算がついており、学習支援等の実施回数を月2回から週1回に拡充するとある。ぜひこの予算を使って実施して欲しい。

**○津富会長【質問・意見・要望】**

◇学校をプラットフォームにするのは良いが、そこからもれてしまう子どももいる。地区社協・民生委員・児童委員を活用して欲しい。

就労支援を受けている間の生活給付について検討して欲しい。

子どもの居場所づくりだけでなく、未婚の母親等困難を抱える母親の居場所づくりが必要ではないか。NPO等が居場所を提供できるのでは。

教育支援の学習支援と生活支援の居場所づくりは一体化して実施するのがよい。切り離すとなかなか学習意欲が湧かないのではないか。

会議の内容からは遠くなるが、経済状況を原因に退学する大学生がいる。意欲のある学生が卒業まで在学できるような支援をして欲しい。

**(5) 子どもプランの総合評価について**

●事務局 資料5-1～2を用いて説明

**○上田委員【質問・意見・要望】**

◇静岡市第3次総合計画に「静岡型子ども・子育て支援を推進し、日本一子育てしやすい都市をめざします」とあるが、「しずおか☆未来をひらく子どもプラン」のなかでどこが日本一をめざしている部分なのか。

資料5-1 11ページ 待機児童解消事業について今後の課題として「待機児童の解消に至っていないこと」が記載されているが、8・9月に開催された「子ども・子育て支援新制度保護者向け説明会」において、取組2「平成27年度以降、年間を通じて待機児童ゼロの実現を目標」とある。平成27年度から待機児童は0人と考えてよいか。

**→子ども未来課**

「日本一子育てしやすい都市をめざします」について、「しずおか☆未来をひらく子どもプラン」は前回の計画であり、これを踏まえて日本一子育てしやすい都市の実現に向け、今後この子ども・子育て会議でも審議していただくことになる。

年度を通じての待機児童0人の実現については、認定こども園の普及等を通じて、対策を進めているところ。実現すれば、子育て日本一ということにも繋がっていくと考える。

**○上田委員【意見・要望】**

◇子育て世帯に対して、静岡市の子育てのどこが優れているのかPRすることが必要。人口減少対策にもなると考える。

#### ○馬居委員【質問・意見・要望】

◇「しずおか☆未来をひらく子どもプラン総合評価一覧表」とあるが、自ら個別の事業の評価をしたものであり、これを評価とってよいのか。「しずおか☆未来をひらく子どもプラン」は平成26年度までのものだが、静岡市の人口が減少している実情を鑑みると失敗したといってもよい。時代の変化に応じた課題を見つける必要がある。

認定こども園化により、誰もが幼児教育を受けられる環境を静岡市は全国に先駆けて数多く整備している。現在の幼稚園・保育園の先生たちに対して、認定こども園の重要性を示し、お互いのノウハウを共有し高めあう大切さを伝えるべき。

また今後、小学校が担っていく施策も多い。教育委員会はそれを学校に示すべき。

#### ○杉山委員【質問・意見・要望】

◇制度や設備を整えることも大切だが、なによりそれを担う人が大事。現在学生には都会からも条件の良い募集がある。保育士の人材確保のためにその他の施策の検討が必要とのことだが、より具体的にして欲しい。資料5-1 8ページ掲載No.53「幼稚園教諭免許・保育士資格併有促進事業」では、申し込み順なのか、正規の人からなのか基準を教えて欲しい。

#### (6) 市民への周知・広報の取組について

※時間の都合上今回審議等できなかったため、改めて意見書にてご意見をいただく。